

兵庫県公報

平成23年3月31日 木曜日 第12号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員等の旅費に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員等の旅費に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成23年3月31日

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

兵庫県企業庁管理規程第4号

企業職員等の旅費に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員等の旅費に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、次条に定めるもののほか」を削る。

第3条を削る。

附則

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成23年10月1日から施行する。ただし、附則第3項中企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）別表第8事務経費の部旅費の項の改正規定（「又は第3条」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の企業職員等の旅費に関する規程の規定は、この管理規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（企業庁会計規程の一部改正）

- 3 企業庁会計規程の一部を次のように改正する。

別表第8事務経費の部旅費の項中「第5条」を「第6条」に、「同条例第6条」を「特別職給与条例第7条」に改め、「又は第3条」を削る。